

税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 1 月 8 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 頼田・大北・和田
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 27 年度税制改正大綱 Part I 消費税・金融証券税制他

1. 消費税率 10%への引き上げ時期の変更案【消費税】

- ① 施行日: 平成 29 年 4 月 1 日 ② 消費税率: 10% (地方消費税を含む)
 ③ 請負工事等にかかる適用税率の経過措置の指定日: 平成 28 年 10 月 1 日
 (ex.平成 28 年 9 月 30 日までに請負工事契約を締結すれば、平成 29 年 4 月 1 日以降の引渡しでも請負工事契約金額の消費税率は旧税率 8%でよい。)

2. ジュニアNISA創設(新設)【所得税】

未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニアNISA)を創設する。

(1) 非課税措置の概要

居住者等が、**未成年者(0歳から19歳)**口座に設けた**非課税管理勘定・継続管理勘定**において管理されている上場株式等で、一定期間内に支払を受けるべき配当等(当該未成年者口座において支払を受けるものに限る。)及びその期間内に譲渡したその上場株式等の譲渡所得等については、所得税を課さない。

- ① **非課税管理勘定**…非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年を経過する日までの間(平成28年から35年までの各年、毎年80万円上限^(注)。)
 ② **継続管理勘定**…継続管理勘定を設けた日からその未成年者口座を開設した者がその年1月1日において20歳である年の前年12月31日までの期間(平成36年から40年までの各年、毎年80万円上限^(注)。)

(注) 80万円の上限は、新たに取得した上場株式等はその取得対価の額により、他の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等はその移管の時の価額(時価)により判定する。

- (2) 未成年者口座と課税未成年者口座の払出制限(原則として親権者等が未成年者のために代理して運用する。)
 未成年者口座を開設した居住者等は、当該未成年者口座を開設した日から居住者等がその年3月31日において18歳である年(以下「基準年」)の前年12月31日までの間は、当該未成年者口座内の上場株式等を課税未成年者口座以外の口座に払い出すことはできない。(災害等やむを得ない場合には、非課税での払出し可能。)

(注) ① 110万円の基礎控除の範囲内の対象 ② 他に贈与があれば合計して暦年贈与 ③ 相続時精算課税適用者はその対象

3. NISA見直し(拡充)【所得税】

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(NISA)について、各年分の上場株式等の取得対価の額の限度額を、**平成28年分以後より120万円(現行:100万円)**に引き上げる。

4. 上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象範囲(拡充)【所得税】

平成28年1月1日以後に行う上場株式等の譲渡について、上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例等の対象範囲に、特定受益証券発行信託の受益権(公募)を加える。

5. 小規模共済事由の拡充(継続)【所得税・地方税】

次の共済金については退職所得控除及び公的年金等控除の対象とする。(小規模企業共済法の改正を前提)

- (1) 個人の小規模企業者が、配偶者又は子に対する事業譲渡により廃業した場合等、一定条件で支払われる共済金
 (2) 65歳以上の会社等役員が、疾病等以外の事由により退任した場合等、一定条件で支払われる共済金
 (3) 共同経営者が独立開業した場合に、共済契約の掛金納付月数を通算して支払われる共済金等

6. 生命保険契約等についての支払調書等への記載事項追加【その他】

平成30年1月1日以後に行われる**生命保険契約等の契約者変更**については、次の措置を講ずる。

- (1) 保険会社等は、生命保険契約等について死亡による契約者変更があった場合には、死亡による契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を、税務署長に提出しなければならないこととする。
 (2) 生命保険金等の支払調書について、保険契約の契約者変更があった場合には、保険金等の支払時の契約者の払込保険料等を記載することとする。

7. マイナンバーが付された預貯金情報の効率的な利用に係る措置【マイナンバー関連】

銀行等に対し、個人番号及び法人番号(マイナンバー)によって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課す。
 ※社会保障給付事務や預金保険事務等においてマイナンバーが付された預貯金情報の提供を求めることができるようになる。

適用期日 個人情報保護法改正法案の施行の日から適用

平成27年度税制改正大綱 Part II 相続贈与税制・納税環境

1. 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し【贈与税】

次の措置を講じた上、その適用期限を4年6ヶ月延長し平成31年6月30日までとする。

住宅用家屋の取得等に係る 契約の締結期間	消費税率10%が適用される方 ※1		左記以外の方 ※2	
	質の高い住宅	左記以外の一般住宅	質の高い住宅	左記以外の一般住宅
～H27年12月			1,500万円	1,000万円
H28年1月～H28年9月			1,200万円	700万円
H28年10月～H29年9月	3,000万円	2,500万円	1,200万円	700万円
H29年10月～H30年9月	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
H30年10月～H31年6月	1,200万円	700万円	800万円	300万円

※1 住宅用家屋の取得等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合 ※2 ※1以外の場合。

2. 住宅取得等資金贈与の相続時精算課税制度の特例について、増改築等の範囲の拡大と期限の延長【贈与税】

適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管又は雨水の浸入を防止する部分に係る工事を追加し、その適用期限を4年6か月延長し平成31年6月30日までとする。

3. 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設【贈与税】

- (1) 制度の概要：個人（20歳以上50歳未満の者に限る。以下「受贈者」という。）の結婚・子育て資金の支払に充てるためにその直系尊属（以下「贈与者」という。）が金銭等を拠出し、金融機関等に信託等をした場合には、信託受益権の価額又は拠出金銭等のうち受贈者1人につき1,000万円（結婚に際して支出する費用については300万円を限度とする。）までの金額については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に拠出されるものに限り、贈与税を課さない。
- (2) 払い出しの確認等：金融機関は、提出された書類により払い出された金銭が結婚・子育て資金の支払に充当されたことを確認し、その確認した金額を記録するとともに、その書類及び記録を結婚・子育て資金を管理するための契約（以下「結婚・子育て資金管理契約」という。）の終了の日の翌年3月15日後6年を経過する日まで保存しなければならない。
- (3) 結婚・子育て資金管理契約の終了事由：① 受贈者が50歳に達した場合 ② 受贈者が死亡した場合
③ 信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき
- (4) 残額の取扱い：上記（3）①又は③に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合において結婚・子育て資金支出額を控除した残額があるときは、残額の贈与があったものとして受贈者に贈与税を課税する。なお、上記（3）②に掲げる事由に該当したことにより結婚・子育て資金管理契約が終了した場合には、非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、贈与税を課さない。
- (5) 期間中に贈与者が死亡した場合の取扱い：信託等があった日から結婚・子育て資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合には、死亡の日における非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額については、受贈者が贈与者から相続又は遺贈により取得したものとみなして、贈与者の死亡に係る相続税の課税価格に加算する。この場合において、残額に対応する相続税額については相続税額の2割加算の対象としない。なお、残額は、結婚・子育て資金支出額とみなす。

4. 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について【贈与税】

適用期限を3年3ヶ月延長し平成31年3月31日までとする。

- (1) 特例の対象となる教育資金の用途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。
- (2) 領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、領収書等に代えて明細を記載した書類を提出する。（平成28年1月1日以後に提出する書類について適用）

5. 小規模企業共済制度の受給権者に追加される者が支給を受ける一時金の取扱いについて【相続税】

小規模企業共済法の改正を前提に、受給権者に追加される者が支給を受ける一時金について、相続税法上のみなし相続財産として相続税の課税対象とするとともに、法定相続人1人当たり500万円までの非課税制度の対象とする。

6. 財産債務明細書の見直し（適用開始時期：平成28年1月1日以後に提出すべき財産債務調書から。）【納税環境】

- (1) 提出基準見直し：現行の提出基準である「その年分の所得金額が2千万円超であること」に加え、「その年の12月31日において有する財産の価額の合計額が3億円以上であること、または、同日において有する国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の対象資産の価額の合計額が1億円以上であること」を提出基準とする。
- (2) 記載事項見直し
「財産の種類、数量及び価額」の他、財産の所在、有価証券の銘柄等、国外財産調書と同様の事項の記載を要する。
- (3) 過少申告加算税等の特例
財産債務調書の提出の有無等により、所得税又は相続税に係る過少申告加算税等を加減算する特例措置を講ずる。
- (4) その他：①財産債務調書の提出に関する調査に係る質問検査権の規定を整備する。②国外財産調書に記載した国外財産については、財産債務調書への内容の記載は要しない。③財産債務調書の記載に係る事務負担が過重なものとならないよう、運用上、適切に配慮することとする。

平成 27 年度税制改正大綱 Part III 不動産関連税制

1. 住宅取得等に係る特例措置延長案【所得税・住民税】

次に掲げる住宅取得等に係る措置について適用期限を1年6ヶ月延長し平成31年6月30日とする。

- ① 住宅借入金等を有する場合の所得税額等の特別控除額（個人住民税も同じ）
- ② 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例
- ③ 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除
- ④ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除
- ⑤ 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除
- ⑥ 東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例

2. 特定住宅地造成事業等の為の土地譲渡に係る特例措置の延長・要件改正案【所得税・法人税・地方税】

特定の民間住宅地造成事業のために土地等を譲渡した場合の1,500万円特別控除につき、適用期限を3年延長し平成29年12月31日とする。

3. 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例措置の見直し・延長案【所得税・法人税】

長期所有の土地・建物等から国内にある土地、建物、機械装置等への買換えについて、次の見直しを行ったうえで、その適用期限を2年3ヶ月延長し平成29年3月31日とする。

- ① 買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。
- ② 改正後の地域再生法の大都市等（仮称）以外の地域から一定の大都市等への買換えについて、課税の繰延べ割合を80%から75%（同法の特定地域（仮称）への買換えの場合には、70%）に引き下げる。

4. 固定資産税の特例措置延長・改正案【固定資産税・都市計画税】

（1）土地に係る固定資産税の負担調整措置（都市計画税も同じ）

- ① 土地等及び農地の負担調整措置について、平成27年度から平成29年度までの間、商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、現行の負担調整制度の仕組みを継続する。
- ② 据置年度において簡便な方法により価格の下落修正ができる特例措置を継続する。

（2）特定空家等に係る土地の特例適用除外（都市計画税も同じ）

- 特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る課税標準の特例措置の対象から除外する。
- ※ 空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家に限る。
 - ※ 特定空家等：倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態の空家等。

（3）サービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る特例措置延長及び改正

- ① 固定資産税の減額措置について、税額を最初の5年間2/3を参酌して、市町村の条例で1/2以上5/6以下の範囲内において減額する。
- ② 適用期限を2年間延長し平成29年3月31日とする。

（4）三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用した場合の減額措置の見直し及び延長

- 三大都市圏の特定市の市街化区域農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る減額措置について、次の見直しを行ったうえで、適用期限を3年間延長し、平成30年3月31日とする。
- ・（建物）当初2年間は2/3を減額し、その後3年間は1/2を減額する。
 - ・（土地）当初3年間は1/12を減額する。

5. 登録免許税の特例措置延長案

- （1）土地売買による所有権の移転登記等に対する税率軽減措置の適用期限を2年延長し平成29年3月31日とする。
- （2）住宅用家屋の所有権の保存登記若しくは移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する税率の軽減措置の適用期限を2年間延長し平成29年3月31日とする。

6. 不動産取得税の特例措置延長・改正案

- （1）宅地建物取引業者が取得した既存住宅について、一定の増改築等を行った上、取得の日から2年以内に耐震基準適合要件を満たすものとして個人に販売し、自己の居住の用に供された場合には、耐震基準適合既存住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例と同様の措置を2年間に限り講ずる。
- （2）住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を3年延長しH30.3.31とする。
- （3）宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を3年延長しH30.3.31までとする。
- （4）一定の新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、新築住宅に係る課税標準の特例措置及び土地に係る減額措置の床面積要件の下限の特例措置の適用期限を2年延長しH29.3.31までとする。
- （5）耐震基準適合既存住宅に係る耐震基準適合要件について、築年数に係る要件を廃止する。

平成 27 年度税制改正大綱 Part V その他改正

1. ふるさと納税拡充【住民税】

ふるさと納税を促進し、地方創生を推進するため、個人住民税の特例控除額の上限の引上げを行うとともに、確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を簡素な手続で行える「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。これとあわせ、地方公共団体に対し、返礼品等の送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を要請する。

【改正内容】ふるさと納税について、次の措置を講ずる。

- ① 平成 28 年度分以後の個人住民税につき、特例控除額の控除限度額を、個人住民税所得割額の 2 割（現行 1 割）に引き上げ。
- ② ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、ふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう要請する。
- ③ 平成 27 年 4 月 1 日以後に行われる寄附について、確定申告を必要とする現在の申告手続について、当分の間の措置として、次のとおり、確定申告不要な給与所得者等が寄附を行う場合はワンストップで控除を受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を創設する。

2. 国民健康保険税の改正【地方税】

（1）国民健康保険税の基礎課税額等に係る課税限度額について、次のとおりとする。

- ① 基礎課税額に係る課税限度額を 52 万円（現行 51 万円）に引き上げる。
- ② 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 17 万円（現行 16 万円）に引き上げる。
- ③ 介護納付金課税額に係る課税限度額を 16 万円（現行 14 万円）に引き上げる。

（2）国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。

- ① 5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を 26 万円（現行 24.5 万円）に引き上げる。
- ② 2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘ずべき金額を 47 万円（現行 45 万円）に引き上げる。

3. 非居住者金融口座情報報告制度の整備【その他】

平成 29 年 1 月 1 日以後に銀行等の一定の金融機関（以下「報告金融機関」という。）との間でその国内にある営業所等を通じて預金又は貯金の受入れを内容とする契約の締結等の一定の取引（以下「特定取引」という。）を行う者は、その者（その者が一定の法人（以下「特定法人」という。）である場合における当該特定法人の支配者である個人を含む。）の氏名又は名称、住所、生年月日、居住地国（その者が居住者として租税を課される国又は地域をいう。以下同じ。）、居住地国が外国の場合にあっては当該居住地国における納税者番号、その者の居住地国が住所に係る国又は地域と異なる場合にはその異なる事情の詳細その他必要な事項を記載した届出書を、その特定取引を行う際、当該報告金融機関の営業所等の長に提出しなければならない。

4. 確定拠出年金【法人税・所得税】

（1）事業主が拠出する確定拠出年金法の小規模事業主掛金（仮称）について、現行の確定拠出年金の事業主掛金と同様に、従業員に対する給与所得に係る収入金額に含まれないものとする。（確定拠出年金法等の改正を前提。）

（2）個人型確定拠出年金制度の加入者に追加される企業年金加入者、公務員等共済加入者及び第三号被保険者について、現行の個人型確定拠出年金制度に係る税制上の措置を適用する。（拠出限度額は次のとおり。）

- ① 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がない場合 年額 24 万円、ある場合 年額 14.4 万円）
- ② 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者 年額 14.4 万円
- ③ 第三号被保険者 年額 27.6 万円

（注）①の年金加入者については、その者がマッチング拠出を行わないこと及び個人型確定拠出年金制度の加入者になることができることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合にのみ個人型確定拠出年金制度への加入を可能とする。この場合の拠出限度額（他の企業年金がない場合：年額 66 万円、ある場合：年額 33 万円）は、他の企業年金がない場合は年額 42 万円、ある場合は年額 18.6 万円とする。

5. 調査手続き見直し案

複数の税務代理人がある場合の調査の事前通知について、納税者本人が代表となる税務代理人を税務代理権限証書に記載して定めたときは、これらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとする。（注）平成 27 年 7 月 1 日以後に行う事前通知について適用

6. 期限後申告の無申告加算税期限の延長案

期限後申告書が提出された場合において、期限内申告書を提出する意思があったと認められるものにつき無申告加算税を課さないこととする制度について、適用対象となる期限後申告書の提出期限を、法定申告期限から 1 月以内（現行：2 週間以内）に延長。（注）平成 27 年 4 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税について適用

TMBニュース



税理士法人 トータルマネジメントブレイン URL: <http://www.tsubota-tmb.co.jp/> 平成 27 年 1 月 9 日発行
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail: tmb@tkcnf.or.jp 担当: 神田・大北
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町 5-17 アクティ南森町 6F TEL: 06-6361-8301 FAX: 06-6361-8302
 【東京支店】〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 1-2-14 日本ビルディング 3 号館 3F TEL: 03-6231-1576 FAX: 03-6231-1577

平成 27 年度税制改正大綱 Part VI 法人税及び事業承継税制

1. 法人税率の引き下げ【適用開始時期：平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用】

法人税の税率：25.5%（現行）→23.9%に引き下げる。

※中小法人の軽減税率の特例（年額 800 万円以下の部分に対する税率：19%→15%）については 2 年延長し、H29.3.31 までとする。）

2. 欠損金の繰越控除制度等

	現 行	改 正 案
大 法 人	100 分の 80 相当額	①100 分の 65 相当額 (H27.4.1～H29.3.31 開始事業年度) ②100 分の 50 相当額 (H29.4.1～開始事業年度)
中小法人等	現行の限度額（所得の金額又は連結所得の金額）	
繰越期間	9 年	10 年 (H29.4.1～開始事業年度)
再建中の法人の扱い	所得の全額 (再生計画認可決定等から 7 年後まで) ※H23 年度改正法の施行前に再生手続き開始の決定等があった法人対象。	所得の全額 (再生計画認可決定等から 7 年後まで) ※再上場の場合、以後の事業年度は対象外。
新設法人の扱い		所得の全額(設立から 7 年後まで) ※上場の場合以後の事業年度は対象外。

3. 受取配当等の益金不算入制度

現 行		改 正 案	
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100%	完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100%
関係法人株式等 (株式等保有割合 25%以上)		関係法人株式等 (株式等保有割合 3 分の 1 超)	
上記以外の株式等	50%	その他の株式等	50%
		非支配目的株式等 (株式等保有割合 5%以下)	20%
公社債投資信託以外の証券 投資信託の収益分配	分配金の額の 1/2 の額に ついて 50%	公社債投資信託以外の証券 投資信託の収益分配	0%
現 行		改 正 案	
負債利子控除	負債利子控除を勘案	負債利子控除を廃止	

※ 関連法人株式等に係る負債利子控除額の計算の簡便法の基準年度を H27.4.1～H29.3.31 迄の間の開始事業年度。

※ 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例を廃止。

4. 企業の雇用・労働分配を拡大する税制（所得税も同様）【要件改正】

給与等支給額が基準年度(基本的に H24)と比較して下記の通り増加している等の要件を満たす場合、増加分の 10%相当額を税額控除。※法人税額の 10%（中小法人 20%）が上限。

【要件】①基準年度と比較して上記の通り給与等総支給額が増加。②給与等総支給額が前年度以上であること。
③継続雇用者給与が前年度を上回ること。

現 行 (H25.4.1～H28.3.31)	改 正 案
<p>給与等支給額 2%増 2%増 3%増 5%増 5%増</p> <p>②④ ②⑤ ②⑥ ②⑦ ②⑧ ②⑨</p>	<p>大法人 給与等支給額 2%増 2%増 3%増 4%増 5%増</p> <p>②④ ②⑤ ②⑥ ②⑦ ②⑧ ②⑨</p> <p>※H28.4.1～H29.3.31 事業年度</p> <p>中小法人 給与等支給額 2%増 2%増 3%増 3%増 3%増</p> <p>②④ ②⑤ ②⑥ ②⑦ ②⑧ ②⑨</p> <p>※H28.4.1～事業年度</p>

※法人住民税の計算においても、上記税額控除後の法人税額を計算の基礎とする。

5. 試験研究を行った場合の税額控除制度（所得税も同様）【要件改正】

		現 行	改 正 案
適用期限			平成 28 年度末
控除率		8～10%（中小法人 12%）	8～10%（中小法人 12%）
控除限度額		法人税額の 30%（今年度末まで。原則 20%） ※控除限度額超過額は 1 年間繰越	法人税額の 25% ※控除限度額超過額の繰越は廃止。
特別試験研究費	範囲	以下の試験研究に要する費用 ① 国の試験研究機関等・大学との間の共同委託研究 ② 民間企業との行動研究 ③ 中小企業への委託研究 ④ 技術研究組合の組合員が行う共同研究開発 ⑤ 希少疾病用医薬品・医療機器に係る試験研究	・以下の費用を追加 ⑥ 中小企業者に支払う知的財産権の使用料 ・対象研究機関の見直し ⑦ 特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外。 ⑧ 特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を加える。
	税額控除率	12%	イ. 上記①に該当する研究機関：30% ロ. それ以外：20%
	控除限度額	上記の控除限度額の枠内	上記の控除限度額と別枠で法人税額の 5%

※ 尚、繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度は廃止。

※ 法人住民税の計算においても、上記税額控除後の法人税額を計算の基礎とする。

6. 外形標準課税の拡大

① 法人事業税の税率改正

		現 行	改 正 案	
			平成 27 年度	平成 28 年度～
付加価値割		0.48%	0.72%	0.96%
資本割		0.2%	0.3%	0.4%
所得割	年 400 万円以下の所得	3.8% (2.2%)	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)
	年 400 万円超 800 万円以下の所得	5.5% (3.2%)	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)
	年 800 万円超の所得	7.2% (4.3%)	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)

※ 所得割のカッコ内税率は、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。

※ 3 以上の都道府県に事務所又は事務所を設けて事業を行う法人に対しては所得割に係る軽減税率不適用。

② 地方法人特別税の税率改正

		現 行	改 正 案	
			平成 27 年度	平成 28 年度～
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率		67.4%	93.5%	152.6%

③ 資本割の課税標準の見直し

現行の資本割の課税標準である資本金等の額が、資本金に資本準備金を加えた額を下回る場合、当該額を資本割の課税標準とする。

④ 付加価値割における所得拡大促進税制の導入

H27.4.1 から H30.3.31 迄の間に開始する事業年度に国内雇用者に対して給与等を支給する法人について、その法人の雇用者給与等支給増加額(雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が 3%以上(H28.4.1～H29.3.31 の間は 4%以上、H29.4.1～H30.3.31 の間は 5%以上)であるときは、その雇用者給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除出来る。

7. 非上場株式等にかかる贈与税・相続税の納税猶予制度の見直し案

以下のような場合にも、特例受贈非上場株式等にかかる猶予税額が免除される。

- ① 経営贈与承継期間経過後に、経営承継受贈者（2 代目後継者）が後継者（3 代目後継者）へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合において、3 代目後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるとき。
- ② 経営贈与承継期間内に、経営承継受贈者（2 代目後継者）が後継者（代目後継者）へ特例受贈非上場株式等を贈与した場合（身体障害者等のやむを得ない理由により、当該経営承継受贈者（2 代目後継者）が認定贈与承継会社の代表者でなくなった場合に限る。）において、3 代目後継者が贈与税の納税猶予制度の適用を受けるとき。

※相続税の納税猶予制度についても同様。